



◎商工会議所

- ◆静岡県商工会議所連合会 ☎054-252-8161
- ◆静岡商工会議所 ☎054-253-5111
- ◆浜松商工会議所 ☎053-452-1115
- ◆磐田商工会議所 ☎0538-32-2261
- ◆袋井商工会議所 ☎0538-42-6151
- ◆掛川商工会議所 ☎0537-22-5151
- ◆島田商工会議所 ☎0547-37-7155
- ◆藤枝商工会議所 ☎054-641-2000
- ◆焼津商工会議所 ☎054-628-6251
- ◆富士商工会議所 ☎0545-52-0995
- ◆富士宮商工会議所 ☎0544-26-3101
- ◆沼津商工会議所 ☎054-921-1000
- ◆三島商工会議所 ☎055-975-4441
- ◆熱海商工会議所 ☎0557-81-9251
- ◆伊東商工会議所 ☎0557-37-2500
- ◆下田商工会議所 ☎0558-22-1181

◎商工会

- ◆静岡県商工会連合会 ☎054-255-8000
- ◆河津町商工会 ☎0558-34-0821
- ◆東伊豆町商工会 ☎0557-95-2167
- ◆南伊豆町商工会 ☎0558-62-0675
- ◆松崎町商工会 ☎0558-42-0470
- ◆西伊豆町商工会 ☎0558-52-0270
- ◆宇久須支所 ☎0558-55-0292
- ◆伊豆市商工会 ☎0558-72-8511
- ◆修善寺支所 ☎0558-72-2111
- ◆土肥支所 ☎0558-98-1185
- ◆天城湯ヶ島支所 ☎0558-85-1510
- ◆中伊豆支所 ☎0558-83-0014
- ◆伊豆の国市商工会 ☎055-949-3090
- ◆大仁支所 ☎0558-76-3060
- ◆伊豆長岡支所 ☎055-948-5333
- ◆函南町商工会 ☎055-978-3995
- ◆小山町商工会 ☎0550-76-1100
- ◆御殿場市商工会 ☎0550-83-8822
- ◆裾野市商工会 ☎055-992-0057
- ◆長泉町商工会 ☎055-986-0685
- ◆清水町商工会 ☎055-975-6987
- ◆沼津市商工会 ☎055-966-1331
- ◆原支所 ☎055-966-1331
- ◆戸田支所 ☎0558-94-2224
- ◆芝川商工会 ☎0544-65-0273
- ◆富士市商工会 ☎0545-71-2358
- ◆鷹岡事務所 ☎0545-71-2358
- ◆富士川事務所 ☎0545-81-1280
- ◆静岡市清水商工会 ☎054-369-0431
- ◆庵原支所 ☎054-366-3752
- ◆小島両河内支所 ☎054-393-2000
- ◆由比支所 ☎054-375-2620
- ◆蒲原支所 ☎054-385-3185
- ◆岡部町商工会 ☎054-667-0244
- ◆大井川商工会 ☎054-622-0393
- ◆吉田町商工会 ☎0548-32-3366
- ◆牧之原市商工会 ☎0548-52-0640

◎金融機関等

- ◆静岡銀行
- ◆清水銀行
- ◆スルガ銀行
- ◆静岡中央銀行
- ◆しずおか信用金庫
- ◆静岡信用金庫
- ◆浜松信用金庫
- ◆沼津信用金庫
- ◆三島信用金庫
- ◆富士宮信用金庫
- ◆島田信用金庫
- ◆磐田信用金庫
- ◆焼津信用金庫
- ◆掛川信用金庫
- ◆富士信用金庫
- ◆遠州信用金庫
- ◆静岡県信用農業協同組合連合会
- ◆静岡県信用漁業協同組合連合会

- ◆相良事務所 ☎0548-52-0640
- ◆榛原事務所 ☎0548-22-1166
- ◆島田市商工会 ☎0547-45-4611
- ◆金谷支所 ☎0547-45-4611
- ◆初倉支所 ☎0547-38-0009
- ◆川根町支所 ☎0547-53-2170
- ◆川根本町商工会 ☎0547-56-0231
- ◆中川根支所 ☎0547-56-0231
- ◆本川根支所 ☎0547-59-2258
- ◆菊川市商工会 ☎0537-36-2241
- ◆御前崎市商工会 ☎0537-86-2146
- ◆掛川みなみ商工会 ☎0537-72-2701
- ◆大須賀町支所 ☎0537-48-2262
- ◆森町商工会 ☎0538-85-3126
- ◆浅羽町商工会 ☎0538-23-2440
- ◆磐田市商工会 ☎0538-36-9600
- ◆豊田支所 ☎0538-36-0121
- ◆福田支所 ☎0538-58-0101
- ◆竜洋支所 ☎0538-66-2524
- ◆豊岡支所 ☎0539-62-2266
- ◆天竜商工会 ☎053-925-5151
- ◆天竜支所 ☎053-925-5151
- ◆春野支所 ☎053-989-0182
- ◆佐久間支所 ☎053-965-0325
- ◆水窪支所 ☎053-987-0432
- ◆浜北商工会 ☎053-586-2171
- ◆奥浜名湖商工会 ☎053-527-2600
- ◆細江支所 ☎053-523-0713
- ◆三ヶ日支所 ☎053-524-1121
- ◆引佐支所 ☎053-542-1515
- ◆浜名商工会 ☎053-592-3111
- ◆雄踏支所 ☎053-592-5500
- ◆可美支所 ☎053-592-8811
- ◆篠原支所 ☎053-592-2211
- ◆庄内支所 ☎053-487-0661
- ◆舞阪支所 ☎053-592-3811
- ◆新居町商工会 ☎053-594-0634
- ◆湖西市商工会 ☎053-576-0637

事業承継の取組を始めてみませんか

次世代への円滑な承継により、更なる成長・発展を目指しましょう！

静岡県事業承継ネットワーク

「静岡県事業承継ネットワーク」は、中小企業の円滑な事業承継を促進するため、県内の行政機関や商工団体、金融機関等が連携して最適なサポートにつなげます。

「事業承継」について連携して取り組みます



事務局：公益財団法人静岡県産業振興財団

静岡市葵区追手町44-1 4階

☎054-254-4511

後継者に承継する3つの要素

承継する経営資源は、大きく「人（経営）」、「資産」、「知的資産」の3つの要素から構成されます。

経営者としての自覚を育てる

人
(経営)

- ・経営権
- ・後継者の選定、育成
- ・後継者との対話
- ・後継者教育

後継者に引き継ぐ資産を管理

資産

- ・株式
- ・事業用資産（設備・不動産等）
- ・資金（運転資金・借入金等）
- ・許認可

会社の見えない強みも承継

知的
資産

- ・経営理念
- ・経営者の信用
- ・取引先との人脈
- ・従業員の技術、ノウハウ
- ・顧客情報

中小企業の事業承継をサポートする制度

1. 経営承継円滑化法

① 事業承継税制

- ◆ 自社株式の相続・贈与に係る税負担が猶予または免除されます。

② 遺留分に関する民法の特例

- ◆ 自社株式が遺留分の算定基礎財産から除外されます。

③ 経営承継円滑化法による金融支援

- ◆ 株式会社 日本政策金融公庫等の融資…後継者個人が株式取得資金などの融資を受けることができます。
- ◆ 信用保証協会の保証枠の別枠整備…事業承継にかかる資金は通常の保証枠と別枠で信用保証を利用することができます。

2. 事業承継補助金

- ◆ 事業承継を契機とする経営革新など、後継者の新たな挑戦を支援します。

事業承継の3つの類型

01 親族への承継

可能な限り早い段階から、経営者と後継者との共同作業で、事業承継に向けた取組を始めましょう。経営者の想い、経営理念を共有することが重要です。子や親族への事業承継は、会社の所有と経営を一体的に引き継ぎやすいため、早期の取組によりスムーズな事業承継が期待できます。

メリット

- 関係者にとって納得性が高い
- 後継者の早期決定が可能
- 長期間の準備が可能
- 所有権（自社株）と経営権の一体引継ぎが容易

デメリット

- 親族内に適任者がいるとは限らない
- 対象が複数いる場合、調整が難しい

02 役員・従業員への承継

従業員が後継者となる場合、経営者に近い場所で経営に関与してきた、いわゆる「番頭さん」にバトンタッチするケースが多いです。

メリット

- 後継者候補を確保しやすい
- 候補者の適性を見極めやすい

デメリット

- 関係者に十分な説明が必要
- 株式買い取り資金の準備が必要
- 金融債務等の個人保証問題への対応が必要

03 社外への引継ぎ（M&Aなど）

後継者を確保できない場合、他の企業や個人といった第三者に引き継ぐ方法（M&A等）があります。現在、中小企業者のM&A等が増えています。

メリット

- 広く承継先を求めることが可能
- 現オーナーの創業者利益の確保が可能

デメリット

- M&Aに関する情報漏えいの危険性あり
- 現オーナーの希望（譲渡先、譲渡条件など）を満足させられない可能性あり

社外への引継ぎは下記へ相談

静岡県事業引継ぎ支援センター（静岡商工会議所内2階）

〒420-0851 静岡県静岡市葵区黒金町20-8

TEL. (054) 275-1881(代)・FAX. (054) 253-5508

E-mail : sbcs@sizuoka-cci.or.jp